平成25年６月17日

各　　位

会　社　名　ラクオリア創薬株式会社
代表者名　代表取締役　　谷　　直　樹
（コード番号：４５７９）
問合せ先　常務執行役員　　河田　喜一郎
（TEL　0569-84-0700）

行使価額修正条項付き第８回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成25年６月17日開催の取締役会において、第８回新株予約権（第三者割当て）（以下、「本新株予約権」という。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

１．募集の概要

（1）発行期日	平成25年７月４日
（2）発行新株予約権数	2,500個
（3）発行価額	新株予約権１個当たり15,000円（総額37,500,000円）
（4）当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,500,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は917円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、2,500,000株です。
（5）資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	3,286,500,000円（差引手取概算額）
（6）行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額　1,310円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
（7）募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
（8）割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
（9）その他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達の目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（２）資金調達方法の選択理由　【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ日本証券」という。）より提案を受けた「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（１）資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下、「本スキーム」という。）は、「（２）資金調達方法の選択理由　【本スキームの特徴】」に記載のメリットがあることから、「（２）資金調達方法の選択理由　【本スキームのデメリット】」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとするものであります。

【資金調達の目的】

① これまでの経緯

平成24年11月９日に発表いたしました「中期経営計画（修正）　プロジェクトReborn 90」に記載のとおり、臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、研究開発に係る費用及びリスク負担を軽減することを目的として、当社保有の開発プログラムについて「選択と集中」を図っております。また、それと並行し、効率的な研究開発を行うため、組織の見直しと事業費用の圧縮を進めております。

開発プログラムの「選択と集中」の中では、消化器疾患領域を重点領域として「Coreプログラム」と位置づけ、自社による開発も含め、内部リソースを集中し、化合物の価値を上げることにより、早期の収益獲得を目指しております。また消化器疾患領域の主な開発プログラムとしては、米国で第Ⅰ相臨床試験（単回）を実施したアシッドポンプ拮抗薬（化合物コード：RQ-00000004、以下、「RQ-4」という。）、英国で第Ⅰ相臨床試験を終了した5-HT$_4$部分作動薬（化合物コード：RQ-00000010、以下、「RQ-10」という。）を所有しており、現在、両プログラムともアジア地域（日本を除く）については権利をCJ第一製糖株式会社（韓国）に導出しております。またRQ-4は既に韓国における第Ⅰ相臨床試験を終了し、第Ⅱ相臨床試験を開始しております。

当社のビジネスモデルは、Research Driveにより継続的に開発候補品を創出（年間１個を目標）し、それらの開発候補品を製薬会社等へ導出することにより、契約一時金収入、研究開発の進捗に合わせたマイルストーン収入、さらには上市後のロイヤリティー収入等を得ることにあります。既に２社との共同研究と５社７件の導出を実現しておりますが、医薬品の研究開発には長期かつ多額の費用を要するため、現在保有しているプログラムの研究開発を加速させ、その開発候補品を導出することにより、早期収益の獲得を目指す必要があります。

当社の重要な開発ポートフォリオである前述のRQ-4及びRQ-10についても、日本並びに欧米地域での権利を導出するにあたり、自社による第Ⅱ相臨床試験の開始によりプログラムの価値を向上し、早期に導出を図ることが重要であると考えております。

② 資金調達の目的

今回の資金調達の目的は、上記の「プロジェクトReborn 90」に基づき、①英国で実施しておりました5-HT$_4$部分作動薬（RQ-10）の第Ⅰ相臨床試験の成功に伴う、第Ⅱ相臨床試験の計画及び実施、②5-HT$_{2B}$拮抗薬（RQ-00310941）及びモチリン受容体作動薬（RQ-00201894）の初期臨床試験の計画と実施、③当社の強みであるResearch Driveによる継続的な開発候補品の創出を実現するための研究開発投資、④組織スリム化後の研究開発体制の生産性向上を目的とする、研究機器等への新規設備投資と運転資金、の４点に充当することにあります。

３．資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を約２年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。この契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下、「行使指定」という。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を 20 取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの１ヶ月間又は３ヶ月間における当社普通株式の１日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の３日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には 20 取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の 120％に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下、「停止指定」という。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

メリルリンチ日本証券は、平成 25 年７月５日から平成 27 年５月 31 日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知を行うことにより、又は平成 27 年６月１日以降平成 27 年６月 12 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 15 取引日以内に本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、上記のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（2）資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することが

できない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,500,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成25年３月31日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は、18.8%）。
③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
④ 本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
⑥ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
② 株価が下落した場合、調達額が予定額を下回る可能性があること。
③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に１株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
④ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,312,500,000	26,000,000	3,286,500,000

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（37,500,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,275,000,000円）を合算した金額であります。
２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
３．行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
４．発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「（1）調達する資金の額」に記載のとおり3,286,500,000円であります。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点においては本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の合計額3,286,500,000円については、現時点で次のとおり充当予定でありますが、具体的な使途及び金額については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたします。なお、実際の充当時期までは、安全で流動性の高い短期的な預金等で運用する方針であります。

なお、「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本新株予約権に係る資金調達額は、本新株予約権発行後の当社株価により増減することが考えられるため、具体的な資金の使途及び金額が変更される可能性があります。仮に予定していた資金調達額に満たない場合は下記に示した具体的な資金使途①から④の中で資金調達額の再配分を検討実施する予定です。

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 5-HT_4部分作動薬（RQ-10）の研究開発費	600	平成26年１月以降
② 5-HT_{2B}拮抗薬（RQ-00310941）及びモチリン受容体作動薬（RQ-00201894）の初期臨床試験	700	平成26年１月以降
③ リード候補化合物の分析、評価、非臨床試験及び初期臨床試験	800	平成26年１月以降
④ 研究機器設備投資資金と運転資金	1,186.5	平成26年１月以降

本新株予約権による調達資金は、「中期経営計画（修正）　プロジェクトReborn 90」の実行期間に着手を予定している当社開発化合物の研究開発費用及び研究開発設備の新設及び改修に加え、当社運転資金に充当する予定としております。

① 5-HT_4部分作動薬（RQ-10）の研究開発費　600百万円

当該化合物は、①胃運動機能の改善（機能性ディスペプシア、胃不全麻痺）と②小腸及び大腸運動機能の改善（機能性便秘、便秘型過敏性腸症候群、術後腸閉塞）に関連し、有望な可能性がある治療薬として開発中であり、前事業年度末までに英国で第Ⅰ相臨床試験における健康成人被験者への本化合物の投与を問題なく終了しました。当事業年度におきましては、第Ⅰ相臨床試験にて得られましたデータ解析が終了し、期待どおりの本化合物の高い安全性・認容性が認められ、

バイオマーカーとしての胃排出能をパラメータとして、薬理活性に基づく高い有効性が確認できました。本試験の総括報告書はMHRA（英国医薬品庁）に提出され、その最終結果に基づき第Ⅱ相臨床試験実施の検討を開始しており、その臨床試験費用に充当する予定であります。

② 5-HT$_{2B}$拮抗薬（RQ-00310941）及びモチリン受容体作動薬（RQ-00201894）の初期臨床試験
700百万円
当該両化合物は、当事業年度におきまして非臨床試験を順調に実施しており、今後の初期臨床試験費用への充当を予定しております。

③ リード候補化合物の分析、評価、非臨床試験及び初期臨床試験　800百万円
当社事業の根幹でもあります探索研究領域における投資費用に充当する予定であります。具体的には、新規ターゲットの評価系構築、化合物ライブラリーの拡充とスクリーニングの実施、リード化合物の適応症確認、薬理効果及び初期毒性の検証、リード化合物の最適化、更には開発候補化合物の非臨床試験費用への充当を予定しております。

④ 研究機器設備投資資金と運転資金　1,186.5百万円
当社は、平成24年11月より①Research Driveの強化と再生、②開発プロジェクトの「選択と集中」と組織再編・確立を行い、③組織のスリム化による事業費用（施設管理費、人件費等）の圧縮に努めてまいりました。一方で、当社にとっては、継続的な新規開発化合物の創出と開発プログラムの価値向上を目的とし、最新の科学の進歩を取り入れた研究開発効率の更なる向上が不可欠であります。現有の研究機器の更新と今後必要となる新規研究機器への設備投資、必要な研究者の人件費の確保と安定した経営基盤を実現するための運転資金として充当を予定しております。

５．資金使途の合理性に関する考え方

上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

６．発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価を実施しました。当社は、これを参考として、本新株予約権１個の払込金額を金15,000円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成25年６月14日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である917円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近の株価の状況　②最近６か月間の状況」及び「③発行決議日直前取引日における株価」に記載の最近６ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはな

く、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当先に特に有利でないと判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成25年３月31日現在の総議決権数に対して最大18.8%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計2,500,000株に対し、当社株式の過去６ヶ月間における１日当たり平均出来高は492,422株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

７．割当先の選定理由等

（１）割当先の概要

① 名称	メリルリンチ日本証券株式会社
② 所在地	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　日本橋一丁目ビルディング
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　　瀬口　二郎
④ 事業内容	金融商品取引業
⑤ 資本金	119,440百万円
⑥ 設立年月日	平成10年２月26日
⑦ 発行済株式数	2,388,801株
⑧ 決算期	３月31日
⑨ 従業員数	1,028名
⑩ 主要取引先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、 シティバンク銀行、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店
⑫ 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド　100%
⑬ 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）

決算期	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
営業収益	64,446	55,498	52,640
営業利益	9,746	△6,315	△12,719
経常利益	14,172	△2,029	△7,399
当期純利益	22,123	△77,544	5,054
純資産	210,136	138,935	143,990
総資産	4,490,376	2,790,258	3,289,717
１株当たり当期純利益（円）	11,150	△32,613	2,116
１株当たり配当金（円）	―	―	―
１株当たり純資産（円）	90,366	58,161	60,277

（注）メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、反社会的勢力に該当しないものと判断しております。

（2）割当先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも公募増資の提案を受けましたが、公募増資は現在の当社株式の価値からすると当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起こり、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、「１．募集の概要」及び「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（2）資金調達方法の選択理由　【本件スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（旧「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」）（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第４条第１項及び同規則の取扱い２（1）乃至（6）までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

（4）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当先の平成 24年３月期の事業概要に含まれる貸借対照表から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

当社及び当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第１項第 31号イ及びロに定義される）は、本新株予約権の割当先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券賃貸借契約を締結する予定はありません。

８．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年12月31日現在）		
氏名	持株数	持株比率
CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED （常任代理人　大和証券株式会社）	2,296,000株	17.31%
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	1,834,400株	13.83%
ファイザー株式会社	1,772,000株	13.36%
NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合	1,100,800株	8.30%
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	1,015,800株	7.66%
ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合	320,000株	2.41%
長久　厚	252,000株	1.90%
コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合	160,000株	1.21%
大阪証券金融株式会社	124,800株	0.94%
NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル４号投資事業有限責任組合	104,800株	0.79%

（注）１．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、少数点以下第３位を四捨五入して算出しております。

２．JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成25年５月21日付で大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されているため、上記の大株主及び持株比率には、平成24年12月31日時点の株主名簿に加え、当該大量保有報告書（変更報告書）に記載された同社の保有株券等の数を反映しております。

９．今後の見通し

今回の資金調達による平成25年12月期の当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当の本新株予約権の発行規模は、「６．発行条件等の合理性　（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、平成25年３月31日現在の総議決権数に対して最大18.8%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第２条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近３年間の業績（非連結）　　（単位：百万円）

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
事業収益	1,186	684	28
営業損失（△）	△1,345	△1,916	△2,636
経常損失（△）	△1,295	△1,906	△2,891
当期純損失（△）	△1,307	△1,916	△2,905
１株当たり当期純損失（△）（円）	△261,094.08	△172.85	△219.00
１株当たり配当金（円）	―	―	―
１株当たり純資産（円）	180,902.28	616.14	400.27

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年３月31日現在）

	株　式　数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,267,200株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	161,768株	1.2%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

（注）上記潜在株式数は、当社及び従業員向けのストック・オプションに係る潜在株式数であります。

（3）今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株　式　数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,267,200株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,661,768株	20.1%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,661,768株	20.1%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

（4）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始　　値	―	1,480円	655円
高　　値	―	1,548円	700円
安　　値	―	385円	227円
終　　値	―	600円	348円

（注）各株価は、大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。
なお、当社は、平成23年７月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

② 最近６か月間の状況

	１月	２月	３月	４月	５月	６月
始　　値	352円	630円	878円	1,154円	1,419円	1,060円
高　　値	980円	1,030円	1,549円	1,446円	2,042円	2,037円
安　　値	345円	576円	878円	998円	995円	903円
終　　値	650円	855円	1,215円	1,389円	1,081円	1,310円

（注）１．各株価は、大阪証券取引所 JASDAQ市場におけるものであります。
２．平成 25年６月の株価については、平成 25年６月 14日現在で表示しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	平成 25年６月 14日
始　　値	1,670円
高　　値	1,670円
安　　値	1,271円
終　　値	1,310円

（注）各株価は、大阪証券取引所 JASDAQ市場におけるものであります。

（５）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場時）

払込期日	平成 23年７月 19日
調達資金の額	5,920,000,000円（差引手取概算額　5,886,000,000円）
発行価額	1,600円
募集時における発行済株式数	9,267,200株
当該募集による発行株式数	4,000,000株
募集後における発行済株式総数	13,267,200株
発行時における当初の資金使途	当社の医薬品の研究開発における、評価系の構築、リード化合物探索等からなる探索段階のプロジェクトの推進、並びに前臨床試験、初期臨床試験等からなる開発段階のプロジェクトの推進を目的として、全額を研究開発資金に充当予定。
発行時における支出予定時期	平成 23年７月以降
現時点における充当状況	当社の医薬品の研究開発における探索段階及び開発段階のプロジェクトの推進に係る研究開発資金に充当中。

以　上

（別紙）

ラクオリア創薬株式会社　第８回新株予約権（第三者割当て）
発　行　要　項

１．本新株予約権の名称

ラクオリア創薬株式会社第８回新株予約権（第三者割当て）(以下「本新株予約権」という。)

２．申込期間

平成25年７月３日

３．割当日

平成25年７月４日

４．払込期日

平成25年７月４日

５．募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。

６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,500,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、下記第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（2）当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（3）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数

2,500個

８．各本新株予約権の払込金額

金15,000円（本新株予約権の目的である株式１株当たり15円）

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,310円とする。

10．行使価額の修正

第16項第（3）号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」と

いう。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が917円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

（1）当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

（2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、

調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{c}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（3）行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（4）① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（2）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（5）上記第（2）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（6）上記第（2）号の規定にかかわらず、上記第（2）号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（7）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第（6）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12　本新株予約権を行使することができる期間

平成25年７月５日から平成27年７月６日までとする。

13　その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

（1）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり15,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

（2）当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり15,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

（1）本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

（2）本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

（3）本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金15,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年6月14日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行　名古屋支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

23 その他

（1）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（2）本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

（3）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以　上